

## 津山商工会議所「所報」 広告掲載申込要項

1. 津山商工会議所 広告掲載枠提供サービス(以下、「当サービス」という。)は、津山商工会議所(以下、「当所」という。)が毎月発行する所報に広告を掲載することで、主として会員企業及び管内企業等の発展に資することを目的に実施します。
2. 当サービスの提供スペースは、本文中広告並びに裏表紙広告とします。
3. 次の条項に該当する広告は掲載しません。
  - ①公序良俗に違反するもの又は違反するおそれがあるもの。
  - ②法律等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの。
  - ③政治活動・宗教活動・社会問題に関するもの。
  - ④その他、掲載広告として適当でないと認めるもの。
4. 当サービスの内容に関する責任は、その一切を利用者(広告主)に帰属します。当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、当所は一切の責任を負いません。  
また、当サービスの利用に関する手続き上のトラブルは、当所並びに利用者の双方が誠意をもって対応するものとします。
5. 当サービスの利用は原則先着順とし、申込期限は掲載希望月の2か月前の末日迄、原稿提出期限は発行月の前月の10日迄に完全版下で提出するものとします。  
なお、スペースの関係上、掲載できない場合もあります。
6. 当サービスの掲載期間は、最長3ヵ月とします。その後も掲載を希望される場合は、再度申込が必要になります。
7. 当サービスの利用料金は、所報発行後に当所から利用者に請求致します。利用者は請求書に定められた期日までに入金をお願いします。なお、長期契約の場合は、契約終了後に当所から請求致します。
8. この運用規定に同意し、当サービスの利用を希望する会員は、申込書に必要事項を記載の上、手続きを行ってください。  
なお、申込手続きは、前回同様の内容であっても毎回必要になります。

施行日:2019年1月1日